



## <現在検討中の> 教員昇任人事の任期制 について公開質問状を提出しました。

佐賀大学教職員組合は、平成30年度第4回教育研究院会議議事要旨に掲載されている公募を経ない内部昇格の人事制度について、特に無期雇用の教員の昇任人事が有期雇用へ移行することを問題として、10月30日に学長へ質問状を提出しました。  
質問項目を次に紹介いたします。

\*\*\*\*\*

- 問1 国立大学法人の教員人事として、公募を経ることなく、無期雇用から有期雇用へ変更することは、法律的に可能なのでしょうか。可能とするなら、具体的にどのような手順が想定されているのでしょうか。
- 問2 適正評価の項目及び基準は、透明性と客観性を備えた内容が必要であると考えられます。また、適正評価の基準は、各部局で定めることが記録されていますが、具体的にはどのような内容が想定されるのでしょうか。
- 問3 これらの評価の実施主体は、誰またはどの部局が担い、また、どのような手順で実施されると想定されているのでしょうか。
- 問4 公開された議事録では、昇任後の適正評価において、不適正と判断された場合は退職してもらうことが表明されていますが、対象者が退職を拒否する場合は、どのような対応を検討されているのでしょうか。

このような制度設計では、無期雇用の教員を、有期雇用へと変更し、更にその職を退かせることを可能とする仕組みになります。仮に、審査の前に、本人の同意を得たとしても、労働条件の著しい不利益変更該当すると考えられ、社会通念と著しく乖離することから、制度的には極めて重大な問題を内包することになるのではないかと懸念しております。また、候補者本人の意思で条件に同意するとされている点においても、ハラスメントが発生するリスクが懸念されます。

組合としては、今回の昇任人事の制度設計において、無期職員へ任期を付して職を退かせることを可能とする制度設計は、盛り込まれないことをお願い致します。

\*\*\*\*\*皆さまのご意見もお寄せ下さい\*\*\*\*\*

# 奨学金の返済で悩んでいませんか？



一人で悩まず  
まずご相談  
ください

## 奨学金に関する相談会

2018年 **11月16日** (金)

● 電話相談 13:00~19:00

2018年 **11月17日** (土)

弁護士・司法書士等による相談会 10:00~13:00

会場：佐賀県労働会館

(佐賀市神野東四丁目7-3)

● 電話相談 9:00~17:00

事前にご予約  
ください

電話相談・個別面談相談のお申込み先

☎ 0120-931-536

一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会  
ライフサポートセンターさが